

## 第8回阿蘇市議会会議録

- 1.平成26年12月5日 午前10時00分 招集
- 2.平成26年12月18日 午前10時00分 開議
- 3.平成26年12月18日 午後0時04分 閉会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場

### 出席議員

1 番	谷 崎 利 浩	2 番	園 田 浩 文
3 番	菅 敏 徳	4 番	市 原 正
5 番	阿 南 善 範	6 番	森 元 秀 一
7 番	河 崎 徳 雄	8 番	市 原 新
9 番	大 倉 幸 也	10 番	湯 浅 正 司
11 番	田 中 弘 子	12 番	五 嶋 義 行
13 番	野 田 好 一	14 番	高 宮 正 行
15 番	井 手 明 廣	16 番	川 端 忠 義
17 番	高 宮 今 朝 秀	18 番	藏 原 博 敏
19 番	古 澤 國 義	20 番	田 中 則 次
21 番	古 木 孝 宏	22 番	阿 南 誠 藏

### 欠席議員

な し

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	渡 邊 孝 司
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一
総 務 課 長	高 木 洋	福 祉 課 長	山 口 貴 生
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	井 八 夫
財 政 課 長	宮 崎 隆	教 育 委 員 会 教 育 課 長	日 田 勝 也
ほ け ん 課 長	岩 下 ま ゆ み	観 光 ま ち づ くり 課 長	吉 良 玲 二
住 環 境 課 長	阿 部 節 生		

7. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石 寄 寛 二	議会事務局次長	若 宮 一 男
書 記	佐 藤 由 美		

## 8. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

日程第2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

午前10時00分 開議

開議宣告

○議長（阿南誠蔵君） 改めましておはようございます。

ただ今の出席議員は22名であります。

従いまして定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（阿南誠蔵君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、順次一般質問を許します。

1番議員谷崎利浩君。

谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） おはようございます。1番議員谷崎です。

今期最後となる一般質問ですので、頑張ってやっていきたいと思っております。

それでは、早速始めたいと思っております。よろしく申し上げます。

今回の質問の内容は、先日、地域振興局の方から、県の7月12日、九州北部豪雨に関わる災害の復旧の進捗具合について説明がありましたが、それが進んでる中で、県の事業から漏れている内容が結構あったり、県でやった後、市がやらないといけない部分があると言われていた所があったりしますが、それについてどういうふうな対応をし、今後、住民の安心・安全をどう実現していくかということについて質問していきたいと思っております。

それでは早速、1.「災害復旧、災害対策の今後について」の(1)「県の災害復旧事業にかからない災害箇所」ということで、5ヶ所ほど例をあげてますが、それについてそれぞれ説明をお願いしたいと思います。

その説明については、それぞれの内容について、事業計画、またはどこからが県の仕事で、どこまでが市の仕事か。コンサル料とか、住民説明でもコンサル入れるとかいう話がありま

したが、コンサル料とか事業費とか、そういったのが分かっているところ、計画が立っているところで説明をお願い致します。

1 番から 5 番まで、順次、よろしかったらいっぺんにお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） おはようございます。

ご質問いただきました件につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、最初に東黒川、ほぐちの谷と流路、或いは古閑川、阿蘇いこいの村方面からの水とということでございます。

ほぐちの谷付近につきましては、今年も、去年も出ましたが、市政報告会の中でご意見をいただいております。この中で、土木部長の方からお答えをいたしておりますけれども、現地在が河川というような河川が流れていないということございまして、ほぐちの谷につきましては、県の工事で治山堰堤、もしくは砂防堰堤ができないかということで協議を進めていきたいということで、お話をさせていただいております。

また、ほぐちの谷が流れてきますと、古閑川に入っていくということになりますけれども、下流の方では、非常に集落内を複雑な流れをいたしております。ご意見の中では、その流路の流れを変更できないかというようなご意見もいただいておりますけれども、河川の流れを変えらるということになりますと、下流部の方や周辺の方のご同意がなかなか得られない状況があります。一気に流れを変えらるというのは、非常に時間もかかりますし、それぞれのご理解をいただくのにも時間がかかるということございまして、当面は、県の方へ治山堰堤や砂防堰堤ができないかということで、お願いをしまっていることを予定しております。

それから、阿蘇いこいの村の方面からの水ということございしますが、これにつきましては、平成 24 年に山からの水が流れてきて、市道等を通りまして住宅に入ってきたということで、被害が出たということでお伺いしております。現在、市道の一部を擁壁を嵩上げするということで工事を進めている途中でございます。年度内には竣工する予定にしております。

それから、次が黒川第 5 ですが、実質は、県の方の資料では、黒川第 4 の砂防堰堤になると思っておりますが、黒川第 4 の堰堤ということになります。上流部で砂防の堰堤の工事が進められておりますけれども、平成 27 年度までの事業ということで工事は行われております。下流の方は、堰堤から 1 km くらいは県の方で整備を考らるということございしますが、これは具体的にはまだ決まらっていないということございまして、予定をしまらるということはお聞きしておりますけれども、具体的な工事の計画については、まだないということをお聞きをしております。

それより下流になりますと、市の管理河川ということございまして。国道までかなりの土砂が流れてきておまして、既に災害後に 1 回、堆積土砂を撤去いたしましたけれども、その後の雨によりまして、また堆積土砂が発生いたしましたので、そこ 2 回目、また堆積土砂を取らります。

また周囲は、山林の中を流れてくる川にならりますけれども、護岸という護岸がないとい

うような形で、山の谷間を流れてくるような形になっておりますので、護岸工事というのも災害の対象の事業にならないということでございますので、現在のところ、必要に応じて堆積した土砂を撤去して、流路断面を確保していくというような形にしております。

次に、乙姫川の流路でございます。子安河原観音という所がございまして、子安河原観音の東北の方に、現在、砂防堰堤が1個、川の中にございまして、その堰堤のすぐ下流に、今回、新しくスリット式の砂防堰堤を建設するというので、先日、地元への説明会も開催をされております。

これにつきましては、管理型の砂防堰堤になるということで、溜まった堆積土砂については、溜まった分だけ撤去するというのでお聞きをいたしておきまして、この撤去用の管理道路も併せて建設するというふうにお聞きをいたしております。乙姫川については、以上のようなところでございます。

いいですか。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 今、1番から3番までご説明いただきました。

まず1番のこれは、「ほぐい」と書いてますけど「ほぐちの谷」ですね。「古賀川」の「賀」が、漢字が間違えてますので訂正いたします。

ほぐちの谷については、今後、県の治山事業ということになるんですね、市の事業じゃなくて県の事業ということで認識していいんだらうと思いますけど、今後、県に依頼していくということで、それでよろしいんでしょうかということですね。

それとあと、いこいの村からの水ですね。これは山の中に、かなりの水が入って住宅の方に流れ出て、民家の間を通過して旧道をまたいで、森林組合の所を横を通過して、今の医療センターの東側の方まで行って、そして渋川が浸かってJRの所で止まってということで、かなりの水の量がきています。それで踊山の方に分水するとか、そういった意見も出てるとは思いますが、林道の間ということになると思うんですが、その分水については何か計画があるかということをお尋ねします。

古閑川については、今、医療センターの横を護岸工事しているみたいですが、それはどういう計画かについて補足をお願いします。

②の黒川第5は第4ですね、すみません。水口川の所で、これについては、57号線の左側に喫茶店があるんですが、そこに向かって岸反対の所に立ってる木が、岸壁が削れて倒れかかっているように見えます。それで、非常に水害の時は、土石流が1階を押し流して、1階に住んでたら命に危険があったらうというところでしたけども、2階に住んでおられて命拾ったということでありまして、ただ、今回の場合、1階の方ができたとしても、2階の方に木が倒れかかってくれば、そちらの方が危険だということの訴えがございまして、その木を何とかしないとイケないんですが、川沿いをコンクリートで固めるなりして川が削れないようにするのが一番良いんですが、それに対する対応も考えていかないとイケないと思います。非常に命の危険がある場所です。

また、2番目の水口川と3番目の乙姫川については、私としては57号線から上を県が見て

いただいたらどうかなと思うんですけども、それについて交渉の余地があるか、また交渉していこうと思っておられるか、それについて少し答弁をお願いします。

すみません、3点くらい言いましたけども。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） まず、ほぐちの谷でございますが、堰堤が治山でできるか砂防にできるかが、ちょっとまだはっきりいたしておりません。

治山と砂防では担当課も違いますので、どちらでできるかご協議を県の方とさせていただいて、整備をしていただきたいというふうをお願いをして参りたいと思います。

治山にしましても、砂防にしましても、治山の場合には所有者の同意が必要になりますし、砂防の場合には買収ということになりますので、所有権の移転ということが発生いたしてまいります。なかなか山林は、所有権がきっちり整備されてないところが多くありまして、所有権の問題でありますと、相続ができて、今から相続をやろうとしてもなかなか進まないというのがありまして、砂防の位置を変えるというような話もお聞きしております。それぞれ問題あるかと思いますが、出来るだけ治山、もしくは砂防で整備していただけるように要望を行ないたいと思っております。

それから黒川第4の流路の下でございます、踊山への山林の中で分水できないかというような話になると思いますが、先ほど申しましたように流れを変えるということは、非常に下流域の方へのお話がうまく進まないことがあります。どうしても黒川の事業で、県の事業で、説明に行きましても、右岸と左岸で堤防の高さが違うので合わせたいということでお話をしても、現在、高い方の堤防の方は、それに反対されるというような話で、ちょっとした工事でも、なかなか水の流れというのはご理解をいただけないことが多ございます。

現在、山から出たすぐの所を市道の擁壁で嵩上げ工事をしまして、できるだけ来た水を元の流路の方に流したいというふうに思っております。現在は、市道から溢れまして、農地を乗り越えて下流へ行ったというような状況もありますし、そういったことで、出来るだけ流路の中に収めるようにやっていきたいというふうに思っております。

上流部の分流のことにつきましては、今後、考えをさせていただきたいと思いますが、場所によりましては、建設課の所管ではない部署も出てまいりますので、農政課等とも協議をさせていただきたいというふうに考えます。

それから、乙姫川の国道57号線のすぐ上辺りが、護岸に木が倒れかかっているようであるということがございます。基本的には、木は個人の所有物になっております、立っておる間は、川の中に流れてきまして断面を阻害した場合には、断面阻害をしている土砂と同じように、建設課が撤去いたしますけども、倒れかかっているとは言うものの個人の持ち物でございますので、当面は、その持ち主の方に管理をしていただくようお願いをすることになります。

普通ですと、川の範囲を飛び出したところの木になってしまうと思うんですね、境界からいきますとですね。そういったところにつきましては、出来るだけ所有者の方で管理をお願いするということをお願いしたいと思っております。

それから、国道より上のあらゆる流路の管理について県に、という話でございます。私共も、そういうことで出来るだけ県の砂防の施設があった場合には、流路を下まで造っていたきたいということでお願いをいたしております。

災害事業は、県が行っておりますけども、これは補助事業でございます。ですから6割7割の補助金をいただいて、県は事業をやっておりますが、県の工事が終わってそこから市の工事という、それは全部市の持ち出しということになってしまいます。ですから、そういった砂防なり、災害工事の下流部を工事する場合には、何がしかの財政的な支援がいただけないかということで、県や国にも、今、お願いをしているところでございます。まだ明確な回答もいただいておりませんが、箇所数も多いし、距離も長いということで、そういった支援の制度を是非作っていただきたいということで、今、お願いをいたしております。

以上でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） では、続きまして4番、5番を簡単にご説明をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 次が、浜宮川から農村公園あびかまでの道路ということになっております。

実際には、あびかの横を流れておりますのは、西黒戸川という河川に名前は途中から変わりますけども、西黒戸川という川になります。それから農村公園あびかの横を走る市道沿いに流れております。

雨で路肩が落ちましたり、或いは河川の中の石積みが、一部落ちておる所がございます。現在、もう発注済みでございますけども、牛の飼料を積んだ車がしばらくまだ通るということで、工事の間は、少し交通規制をしなくてはいけないもんですから、その車両が通るのが終わるまで、ちょっと待ってくれということで関係者の方からご依頼がありましたので、発注済みではございますが、ちょっと今、工事は止めておまして、車両が通り終わってから着手するという予定にしております。

それから、道路拡張をというようなご要望もあがっておりますが、区長さんからは取り合えず、何箇所かすれ違う場所が作ってもらえると良いというようなお話もお聞きしておりますので、何箇所かそういう車のすれ違いができる箇所をできないかということで検討も進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、内牧の下り山の内水対策でございますけども、ご存知かと思いますが、地形的にどうしても低い位置になっております。黒川が少し増水しますと、水が捌けない状態が続くということになっておまして、これは何とかできないかということで、色々検討いたしておりますけども、なかなかこれはいいという策がないというのが本当のところでございます。できれば、専門の業者を入れまして、何か解決策がないかということで調査をしてみたいというふうにも思っておりますので、そういう解決策を探していきたいというふうに思っております。

当面、これは黒川が捌ければ、自然と水も捌けていくということになりますので、災害危

険区域でも絡んで設置しております、黒川の河川激甚災害対策特別緊急事業及び川づくりに係る連絡協議会の中で、こういった黒川の改修について、やはり強く県に要望していきたいというふうに思っております。

当面、第1次的に避難をしていただくのに、とても危険性のある所については、道路を嵩上げするとか、そういった避難道路を確保するようなかたちで、対応はしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） それで、これらの事業というのは、土木の予算の中に維持管理料とか色々あると思いますが、維持管理費とかで通常の修繕の費用で対応できるのか。修繕の費用とか維持管理費とか、大体年間予算としてはどのくらい考えてるのか。或いは土木全体の予算、そういったのは、大枠で財政課の方から来るのか、それとも積み上げて建設課の方から上げていくのか。

そこらあたりの予算の組み方について、少し説明をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 建設課長。

○建設課長（井 八夫君） 予算につきましては、基本は積み上げでございます。

路線や必要な資材等を積み上げて、予算要求するというようなかたちになっております。ただ、それぞれ入札にかけていく関係で、額が少しずつ変わってまいりますので、予定した路線が必ず全部出来る、或いは予定した路線以上に出来るというようなこともございます。

これは、その時の予算にもよりますが、維持だけで申しますと、大体、穴の補修とかそういった普通の維持の予算でございますが、大体2,000万円位を、今年は予定をいたしております。少し雪対策とか増えましたので、少し維持費が増えておりますけれども、2,000万円位を見込んでおります。

それ以外は、改良工事とか、新設とかいったようなものになって参ります。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） はい、分かりました。

では、財政課長の方にお尋ねします。

今の維持管理費は、2,000万円位ということで、おそらく、こういった市が、今後、災害復旧、或いは安全とか安心とかを実現するためにやっていこうとした時に、使わないといけない予算はちょっと桁が違うと思うんですが、昨日の五嶋議員の質問の時に、「安心・安全に積極的に」と財政課長も答えておられました。

災害復旧については、各行政区からいろんな要望が上がっていると思いますが、これに対して計画的に、5ヶ年とか7ヶ年とか計画を立てて、こういうことをしますということを作って住民に説明をすることが安心にもつながるし、多少遅れたとしてもやりますということを示したほうが良いんじゃないかと思えます。

巨大な事業費だと思いますけれども、危険性、緊急性の高いものだけを優先して計画を立てるとか、応急対応とは別に、きちんと計画を立てて、交付税が、今後、減額される中ですけ

ども、そういった工事に対して対応するということについて、計画を立てた方が良いんではないかと思えますけども、財政課長の方からご答弁をお願いしたいんですが、そういった計画をどういうふうにして立てていくか、或いは、よく箱ものと言われますが、建物には補助金がついたあれがあったとかいう話はよく聞きますけども、こういった修繕とか土木関係には、補助金とか使えるようなものがあるのか、そういった2点についてご答弁をお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答え致します。

まず、最後の質問の補助金でございますが、道路につきましては、新設につきましては、道づくり交付金とか社会資本総合整備交付金とかいう、約半分なんですけど、その補助金がございます。

今、幹線道路を、西から東へ、つまり幹線道路などは、そういう補助金を使って整備してきました。その残りを合併特例債を充ててきたという形になりますので、今後の道路につきましては、新設の分については、そういうかたちで補助金を探して、それを使っていくというかたちです。

それと5ヶ年計画といいますか、計画の部分ですが、これは内部資料になりますが、毎年、建設課、農政課に限らず、全ての課でございますが、5年分の事業計画書を出していただきます。それに基づいて財政計画を毎年見直しております。その中で予算の編成を行っていくわけですが、必要な部分を各課が当初予算または補正予算という形で計上しながら、その時の財源の状況によって査定をして、実際に予算配分という形になりますので、通常、建設課、農政課等は、ある程度事業が決まれば、住民に対して説明会も随時行っているという状況です。

それと、危険な部分につきましては、勿論その計画に上がってなくても、必要であれば優先的に予算を配分と、単独費であっても、危ない部分、緊急な部分については、積極的に予算を配分するという形をとらせていただいております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 今、道路については交付金があつて、残りを合併特例債を使ったりしてきたということですけども、大体、この水害の場合は、河川が結構ほとんどだと思います。

河川については、もう補助金は、直接、合併特例債とか使って補うとかいう形になるんでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 河川につきましては、河川の改修の規模にもよりますけども、基本的に今であれば合併特例債の対象になりますので、対象の部分については、そちらを充てていく、対象じゃない部分については一般財源というかたちになります。

ただ、大幅な改修につきましては、計画書ですね、そういうのを作成すれば補助の対象になるという事業もありますので、基本的に計画書を作成した後、国・県との協議というかた



ちになるということです。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） そういう中で、交付税も今後、減っていくということでございますので、補助金を見つけながら一生懸命されてるとは思いますけども、緊急性のあるものについては、単独でも機敏に動いていただきたいと思ひますし、或いは各課で5ヶ年計画ぐらいのことは立ててるという話でしたので、それが分かるようなかたちで提示していただければと思ひます。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 毎年の予算を編成する中で、やはり1年間を通してどういう緊急的なことがあるかも分からない状況も、もちろん予測されます。

そういうところに備えて、財政調整基金というのがあります。財政調整基金、今、13億円程度なんですが、一般財源がどうしても足りない場合は、そういうのを充てていくと。

それと、やはり不測の事態に備えて財政課といたしましては、留保財源を確保するというかたちです。そうしないと、いざという時に臨機応変に対応できないという部分もありますので、若干の留保財源は確保して、そういう危険性、また安心・安全に危惧するような部分については、財源を充てていくというようなかたちにしております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） その留保財源というのは、予備費ということですか。

別の財源ですか。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） はい、一つは予備費です。

それと、事業内容によっては臨時議会を開いて、補正予算をあげて、その時の事業に対する補正財源というかたちになります。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） はい、分かりました。

それでは、今後もそういった点で、私も気をつけていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

では、次に移ります。

2番目、「いこいの村の契約内容」についてお尋ねします。

これを今回議題にあげたのは、市民の間でどうも間違った情報が伝わっており、心配と不安で、聞いてきたりする住民の方が結構おられますので、正確な情報をお聞きして整理して、場合によってはカルデラとか、そういったかたちで市民に周知した方がいいかなと思ひまして、この質問をあげました。

間違った情報を訂正することが必要ですので、今回、質問致します。

まず、いこいの村の件で、いこいの村と市との間で取り交わしている内容。前回、指定管理の承認が色々ありましたけども、そのリストにあがってないところをみると、指定管理でないことは分かるんですが、契約がどういった形態で、年数、賃貸だったら賃貸料という

ことになると思うんですが、そういった契約はどのような形になっているか、ご説明お願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 失礼します。

では、ただ今のご質問にお答え致します。

まず、契約の形態でございますが、土地建物賃貸借の契約でございます。相手方は、株式会社阿蘇アグリスクエアで、賃貸借期間につきましては、平成 25 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までということで、賃料につきましては、年額 1,000 万円ということで、それ以降の賃料については、協議の上決めることになっております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） 設備のことについては後で聞きますが、一応賃貸ですので、そこを転売とか譲り渡すとか、或いはまた貸しとか、そういったのは当然できないということによるしいんですよね。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） はい。

おっしゃるとおりでございます、阿蘇アグリスクエア以外の契約はございません。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） では次、2 番目の「修繕とか改装の取り決めは」ということすけども。

引き渡す前から、いこいの村の建物が結構傷んでいるという話でありましたが、引き受ける時点で、どこまで市が面倒を見て、どこからが阿蘇アグリスクエアが見ることになっているのか、修繕、改装などの取り決めと、元々のプレゼンの内容を、私も直接聞いたことがないので、要点だけ聞かせていただければと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 修繕、改装につきましては、基本的に阿蘇アグリスクエアの負担において行うことになっております。

自然災害等による損害については、市が加入する保険の範囲で、市の負担ということになっております。

なお、今年の議会の中でもありました、施設の不良箇所については、契約の中で市の方がするということで、これは阿蘇アグリスクエアさんの方が、取得される前の時点から不良箇所としてあがっておりますので、その分を対応しとるということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1 番（谷崎利浩君） プレゼンの主要の内容を。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 提案の内容は、ステーキハウスの整備と温泉掘削と水耕栽培ハウスの整備でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） これらやるのに、当然、設備を扱わないといけないと思うんですが、設備を扱うのは、阿蘇アグリスクエアが出資されて扱うということによろしいんでしょうか。

線引きとしては、先ほど言われたように、引き継ぎの時に項目のあがっている、おそらくバーベキューとかやっていた所の、横の木が傷んでたりとかしていた所が、デッキの所であったと思うんですけど、そういった箇所あたりは、阿蘇市がみないといけない、屋根の所の修理とか、後から分かったのは、阿蘇アグリスクエアがみないといけないということになると思うんですが、具体的にもうちょっと、線引きのほうをお願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） はい、具体的には、先ほど、おっしゃいましたウッドデッキ等が、26年までに改修工事を行うということで、ただ、出来ましたのが昭和59年ということで、現在のところ、色々出てるようでございますが、原則、阿蘇アグリスクエアでやっていただくということと、それと、基本的に改修を行う場合は、市との事前協議が必要ということで、基本的には、なんかやる場合は市に報告していただいて、それを協議した後、やるということでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） では、建物を扱う時には事前協議して、その事前協議には、何か協議会とかいうのがあるんでしょうか。

建物も、大幅に変える予定というのはあるんでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 検討会のほうは、いこいの村民間活用検討委員会で審議していくということであれなんですけど、基本的に大幅に変える場合も、市のほうに申請していただいて、それを審議する。

ただ、ちょっと譲渡する時のあれで、図面等が古いもので。それと、当初は雇用能力開発機構さんがやられていた部分もあって、ちょっと図面等が揃わない部分も、今、出てきているようでございますが、当然、改修する場合は、それなりの借入とかが必要になると思いますので、その辺の手当ができた後、申請があるんじゃないかと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） この契約内容は、市にとっては非常にありがたい契約内容かもしれないんですけど、経営する当人にとっては、資本も出資せんといかんということで、結構、経営的にも圧迫しやしないかと心配はしてます。

それで、お互い話し合っ、きちんとしたラインを引いて、それで協議しながらやっていただきたいと思います。

もう1つ、原型復旧についても、その協議会で話し合うんでしょうか、それとも事前に原型復旧は、契約書の中に盛り込まれてますでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 原型復旧としますと終わったあとの。

基本的には、今、10年ということで、申請があれば5年延長できるということがありますので、ただ基本的には辞められる場合は、市の方に寄付になるんじゃないかと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 今の質問に、お答えをしたいと思います。

基本的には、あの敷地内というのが阿蘇市の所有でございますので、そこで改装とか新たなものを作るといった部分については、原型復旧で返すというのが基本になりますけども、取り壊すよりも、協議の中で寄付していただくという方法で、契約書の中には謳っておりますけども、両者の協議の中で決めていきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） 私も賃貸をやっておりまして、原型復旧の話とか、そのとき設備した設備に関する資産の所有権とか、そういったものをあらかじめ取り決めてやっていったほうが、後からトラブルも少ないと思いますので、その点のところをきちんとしていただきたいと思います。

では最後、何か部長からあれば。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 先ほど課長の方から言いましたように、阿蘇いこいの村民間活用検討委員会というのを設けております。

当然、施設そのものが昭和59年に造ったということで、非常に古い状況がございます。提案をステーキハウスとか、水耕栽培の施設といった部分でいただきましたけれども、現状、どうしても施設が古いということで、出来ない部分もあるかというふうに思います。そういった分については、この検討委員会で十分審議をして、今後の部分について検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 谷崎君。

○1番（谷崎利浩君） はい、以上をもちまして私の一般質問を終わります。

皆様、よいお年をお迎えください。どうも。

○議長（阿南誠蔵君） 1番議員、谷崎利浩君の一般質問が終わりました。

続きまして、19番議員、古澤國義君の一般質問を許します。

資料配布をお願いします。

古澤國義君の一般質問を許します。

古澤君。

○19番（古澤國義君） 19番、古澤です。

今年は、大雪に始まって、長雨と、そしてまた火山ガスの影響で、非常に農家も被害を被った。そしてまた近頃は火山ガス、それでもって今度は鳥インフルエンザの影響が出てくるのか、出てこないかと、これは非常に農政部とか担当課としては、大変なことがあった1年だったかなと思っております。

そんな中で、国の方でも、このままでは地方が冷えてしまう、なんとかしないといかんと

というような安倍内閣の下、石破大臣の地域再生担当大臣に指名して、地方に光を当ててやろうということだろうと思いますけども、そういうことで様々な活性化策ができておるそうでございます。

そこで、阿蘇市にとりましては、良いチャンスではなかろうかと思っております。災害の後の復興事業もあるだろうけども、そういうふうな、人があと5年もしたらいなくなるんじゃないかと、10年もしたらその村は廃屋の村になってしまっていくんじゃないかなというような懸念される所もございまして、そういうところの部分を、今の国の方針の下に、阿蘇市では、どんな活性化策を見つけているのか質問したいと思います。

まず始めに、これは、もう大まかでございます。財政課の方で把握してるんですかね、農林水産省の関係につきまして、今、資料がありましたので、これは、ちょっと後から質問致しますけども、まずは、観光課、財政のほうについてお聞きしたいと思います。

27年度の事業につきましては、もう審議、部課長会議が、既にされておると思っております。あとは、査定を待って27年度の事業計画ができるんじゃないかなと思っておりますけども、その中身の内容について、触れられる部分だけ、阿蘇市にとっては、27年度はこんなことを地域の光があたるようなことを考えてますよということによってございまして、阿蘇市全体のことはようございまして。主要の地域の中に、光があたるような事業があるのかないのか、お聞きしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

この交付金制度に伴う地方創生の法案が通りましたのが、11月21日。その同日に衆議院が解散いたしましたので、詳しい内容については、まだ下りてきておりません。

この地方創生の対象事業というのは、まず国が総合戦略というのを策定いたします。その総合戦略を策定したことを受けまして、市町村が5年間分の総合戦略というのを作る、これは努力義務でございますが、作る必要があります。努力義務といっても阿蘇市は、策定いたします。それに基づく内容によって、交付金の対象になる・ならないというかたちになります。

要は、新聞等でもよく出てますが、色々事業を取り組む、それと頑張った市町村、そういう部分について交付金を出しますと。いわゆる、ばら撒きではないですよ。前にあったような、一律に幾らやるとか、そういうのじゃなくて、事業をすることに伴って交付金を出すというかたちになっておりますので、まず、それが全ての事業が、どういうことが対象になりますというのは、市町村に下りてきておりません。

ただ、阿蘇市としては、27年度中に5年間分の総合戦略を策定する必要がありますので、これに向けては、全課でこれを策定する必要がありますので、詳細についてはその後というかたちになると思われまして。

ただ、今、議員が言われたように、27年度からこの部分が一部始まってまいります。27年度予算につきましては、まずスタートは一般財源なり、他の補助金でスタートいたしますが、この交付金の対象になる事業を27年度予算の中に盛り込んでおれば、そこで財源の組

み替えを行って、交付金制度に基づく事業として進めるという形をとらせていただきたいと思いますというふうに思っておりますので、現時点では、まだここまでの内容でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） 既に、そういうふうに事業計画を出しなさいというふうに、国の指令はきてるんでしょ。

法付は、11月19日でしょうけども、すでに9月の段階ではなっておると思いますけども、それですから、今、そういうふうに執行部の方では、そういうことをやりましょうということで、何をやるのかということ、部課長会議の中では審議があると思いますよね。

財政課に行く前に、観光課なら観光課なりにあると思いますので、ちょっと観光課長とかに、その部分をお聞きしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略というのを、国で策定致します。

この策定を受けて、市町村が総合戦略というのを策定いたしますので、今、議員が言われました、これをしなさいこれをしなさいというのが、各省庁ごとには来てます。省庁ごとには来てますけども、正式に閣議決定してきたのは下りてきてないんで、各省庁ごとがまた担当課のほうに下ろしてきてるんですが、その部分で動いてる部分はございますが、正式には、先ほど申し上げましたように、総合戦略というのをまず策定しないと、交付金の対象にはならないというかたちになりますので、そのへんだけは御了承いただきたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 観光といたしましては、基本的には、「然」を主体に進めようと思いますし、それによる人、連携の下、ただ、今回の降灰が長期にわたってきたもので、もう皆さんご存知と思いますが、もう観光だけとか、極端に言いますと、観光協会、旅館組合だけでは、この風評被害に対応できないということで、全ての、JAさんでもそうですけども、観光そのものを地域の受け皿として進むような形じゃないと、どれも対応できないということでございますので、もううちの方は、連携を中心にやっていきたいと思いません。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） そういうことで、そこに部長が何か言いたそうでございますけども、さっき皆さんにお配りしたのは、27年9月に決定事項で回ってくる、こういう事業がありますよと、予算はこれだけできましたよという概算、予算の要求の段階の事業。

いいですか。併せて経済部の説明があるなら、お願いします。

○議長（阿南誠蔵君） 経済部長。

○経済部長（渡邊孝司君） 先ほど、財政課長から説明がありましたように、詳しい内容がまだ見えてません。

予算の部分については、こうしてありますけれど、その内容、補助率がどうなるとか、

どういう形だったら取り組めるとかいった部分については、大まかな部分の項目は、今まで事業があった分は、洗いざらい全て出しているというのが現状です。

その部分で、阿蘇市に一番いい部分と、市が負担がないような分があれば、取り組んでいきたいと思ったり、昨日、市長の方からも地方創生の部分については、市としての基本的な方針という部分で、森林の整備とかいった部分が出ておりますので、そういった部分も基本におきながら、市としても取り組んでいきたいと思ったり。

もっと具体的な部分で、見えた部分でやっつけようと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） そういうふうな事業の中で、地方に光を当てるということで、既に審議がされているのかなと、そういう会があるかなと思ったところではありますけども、なかったらそういうふうなところを十二分によく検討して、地域が再生するような事業にしていきたいと思っております。

そういうことですから、地域に光を当てると、費用対効果だけじゃなくしても、1,000円とるのに1万円かかってもいいかなというような解釈をしておるわけでございます。費用対効果がなくても、人口を増やすためには、1人増やすのに10年かかっても、やはりそういう施策が必要と、そういうふうな、今、国会の方では、論議されています。

毎日、テレビでも賑やかなのが、今、どこの市町村に住んだら、一番生活がしやすいのかというのが、テレビではよく流れていきます。ある所では、住宅用地を提供しますよと。住宅を作ったら、そこに税金をある程度の免税しますよと。10年経ったら、その土地と家はあなたにあげますよ。そういうふうな目玉の政策もあります。

それから、子育て支援もお金はこれだけありませんよとか、そういうことで市町村の、この前ランキングが出てたんですけども、私もメモしてずっとあったけども、各市町村でも定住化ということについては、色々論議をしているわけでございますので、阿蘇市にとりましても、なんとか人口が増えるような施策を組んでいただきたいと思ったり。

そこで今度は、遠い光の当たらない地域のことを重点的に質問したいと思ったり。

我々も、今から先、これ行く道でございます。私達も65になったから、あと10年もしたら施設のお世話にならないかなと。団塊の世代でございます。もう一杯で高い所にはいけない、年金が6万円あるのが5万5,000円しかありませんので、年金ではとても10万円のところには入れない、子どもも見てくれない、どうすりゃいいかと。あとは財産売ってしまっ、生活保護をもらうにももらえないし、困ったなど。所得が220万円以上あれば、どうしてもこうしても、税金対策に追われていかんなどということでございます。

そこで、やはり、我々が行く所を求めなければなりません。ずっと、私が2回か、福祉課の方に質問いたしまして、特別養護老人ホームかグループホームか何かできないでしょうかと、お願いしていたことはどうなったのか、ちょっとお聞きしたいと思ったり。

介護認定審査会に諮りますということじゃなかったかなと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 所管課としてお答え致します。

介護老人福祉施設の整備ということによろしいでしょうか。

そちらにつきましては、地方自治体には3年に1回、策定を義務付けられております、介護保険事業計画に則りまして施設整備はするということになっております。

阿蘇市におきましては、平成21年から23年の第4期に、特別養護老人ホームを2ヶ所、認知症対応のグループホームを2ヶ所、小規模多機能型居宅介護を1ヶ所、合計5つの地域密着型の施設整備を行っております。

また、第5期、24年から26年度、今年までの3年間におきましては、4期で5つの整備をした現状を踏まえ、検証期間としております。

それから施設の整備につきましては、大変大きな保険給付が伴いますので、今、第5期におきましては、施設整備の予定はございません。

現在、第6期、来年からの3年間の計画をちょうど策定をしているところでございますが、こちらにつきましては、施設整備、例えば特別養護老人ホーム29人床を1ヶ所作ると、1年間で1億数千万円の保険給付が新たに発生して、当然65歳以上の方の介護保険料のほうも大きく増額となりますので、慎重に進めている状況でございます。

以上です。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） 慎重に進めていただくのは分かるんですけども、私が前回質問したとき、検討しますと、阿蘇市の中の検討審査委員会があるでしょ、その中で検討しますということだったけども。

○議長（阿南誠蔵君） ほけん課長。

○ほけん課長（岩下まゆみ君） 今、ご説明させていただきましたのは、介護保険所管分でございますので、特別養護老人ホームについてですが、今、議員のお尋ねの分は養護老人ホームのことでしょうか。

であれば、所管課の福祉課の方に説明をお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） おはようございます。ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

養護老人ホームの今後の運営につきましては、民設民営の基本方針に則って、公募を再度行いまして、移管する法人を決めましたら、この移管する法人が施設を建設して運営を行っていくということになります。

この移管する法人を決定する際に、法人の方から施設を設置する場所についても計画書で提出されてきますので、法人を選ぶ選定委員会の方でも、場所等についても併せて審査を行うということになります。

ですから、現段階で施設を設置する場所が、うちの方で決まっているということではございません。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） ですから、公設民営型というような型になるかなあと考えておりま



すし、ただ地域で立ち上げられるのがいいんですけども、なかなかグループホームにしろ、なんにしろ、立ち上げができないから行政の力を借りないといかんと、そういうことを前回はお願いしたつもりだったんですけども。

○議長（阿南誠蔵君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） 3 回目の公募で、その養護老人ホームの移管する法人については、決めることができなかったんですけども、その後、今後どうしたらよいかということで運営検討委員会を開催致しました。

この中で、当然、公設民営という話も出たんですけども、一番最初に外部の有識者も含めて検討した基本方針、民設民営というのは、そのまま踏まえたほうがいいという結論が出ましたので、今、公募を行ったのが、熊本県の補助を使った制度のみで公募を行っておったんですけども、それを拡充する形で、阿蘇市独自の補助制度を具体的に整備して、今後、公募を行ったかどうかということで、運営委員会の方で決定が出されましたので、その旨、市長の方に報告に伺い、今、条件整備については、福祉課の方で行っているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19 番（古澤國義君） 今、さっき私が、行く道と申しましたけれども、産山村の方では2ヶ所、隣の竹田市も、すぐとなりには20床のベッド付の公設民営型の特別養護老人ホームが出来てるんですけどもね、波野もここまで下ってくれば結構よくあるんですけども、年をとったら近くにおりたいとか、近くの友達といたいとか、そういうような希望もあるものですから、特にやっぱりお願いをしたいなど。

そこで市長にお尋ね致しますけども、市長の方は、そのようなことについていかがお考えなのか。

○議長（阿南誠蔵君） 市長。

○市長（佐藤義興君） 今、古澤議員の内容については、その気持ちはよく分かります。

今、審議会の方で、そういう方針が出ておりますけれども、もし、公設民営ということが、仮に、これは、今、その方針は出ておりませんが、あったとして、その地域に対して、民営として引き受けていただけるかどうかということも、また色々出てくる課題もあると思っております。

今のお気持ちは、十二分に私共も受けさせていただいて、今後、何らかの形でできるのかどうかということは、また検討はしていきたいと思っておりますけれども、ここでお約束することはなかなか難しい部分がありますので、一つよろしくお願い致します。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19 番（古澤國義君） 私も、議員も最後でございます。

今日という今日あっても、明日という明日はないかもわかりませんので、足形は残さないかんとということで質問してる訳でございます。

続きまして、この温泉利用の福祉温泉は検討されているのかと。

このことにつきましても、検討致しますと。当初は、バイオマス事業をやることになってたんですけども、バイオマス事業がちょっと無理だということで、続いては、温泉をあのま

んま土の中に眠らせてはもったいないということで、温泉スタンドになったわけでございますけども、温泉スタンドでは、この時節柄、温泉水を汲んでいってもどうもなかなかうまくいかないということでございますので、これも、前、質問したと思いますが、検討するということだったので、その後どうなってるのか、検討はされてるのか。

○議長（阿南誠蔵君） 観光まちづくり課長。

○観光まちづくり課長（吉良玲二君） 観光まちづくり課が管理する泉源でございますが、おっしゃったとおり温泉スタンドになっております。

低温ということで、ボイラー等の維持管理等々、費用の負担が高くなるということから、温泉施設の検討は、現在行っていない状況でございます。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） 検討を行ってない、それが「検討します」と言って、検討行ってない。非常にちょっといかんなど思っておるところでございます。

さっき言った、費用対効果の面について、今からの新事業でペレットもあるだろうし、ソーラーもあるだろうし、色々なやり方で持てれば費用対効果が少なくなる。そういうことで、これからもこれを検討課題としてください。

時間がありませんので、次にいきます。

次は、市営住宅についてですが、この波野地域については、合併してから一戸も市営住宅ができてないわけです。当初は、市営住宅に利用した部分もありました。ところが合併するので、資料とかなんとかを詰め込んで、その中に2戸くらいは、住宅は使えませんよということで、今、資料が山積してある所もあります。場所を申しますと元診療所の跡とか、あそこは、ひと頃は住宅として利用してたんですけども。そこで、今、市民の皆さんから非常に私のところに要望があっております、住宅が欲しいなど。

今、住宅事情を申しますと、皆さん方ご存知だと思いますけども、一の宮町は、特に高いんですね。ちょっと聞いたところによりますと6万8,000円くらいは出さんと、6万円でしょ。5万円位ではちょっとないのかなと思っておりますけども。

それで、市営住宅が欲しいということをおっしゃっておりますが、市のほうではいかがお考えでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部 節生君） ご質問にお答えさせていただきます。

今、議員が言われました波野地区の住宅につきましては、大道団地1ヶ所を、現在、管理している状況です。議員が言われました資料を置いてあるという団地につきましては、うちの所管ではないというか、把握をしておりますので、その説明は割愛させていただきます。

住宅事情についてご説明させていただきますと、阿蘇市の市営住宅につきましては、今、現在、32団地881戸を管理しております。全世帯数に占める割合といえますか、充足率と申しますけれど、現在7.9%ということで、熊本県平均の5.6%より、ある程度高い状況になっているところではあります。

現在、市営住宅の7割以上が耐用年数を大きく超えておりますので、現在、再整備という

ことで、内牧地区、及び宮地地区に集約再編というかたちを進めているところでございます。先ほど言いました戸数につきましても、かなり多めですので、木造等の老朽住宅については、計画的に解体しながら、戸数を現在調整しているというような状況がございまして。また、先ほど言いました7割の耐用年数を超えているという部分については、全部建て替えは無理ですので、屋根、外壁、水洗化等の改修あたりを、年次計画で今行っております。

ご質問の波野地区の建設というか、元々新規住宅自体がそういう状況で、現在、一の宮時代に造りました木村団地以降、まだ行っていない状況もございまして、なかなかそのあたりでは、管理戸数の問題、老朽化の問題等で新規建設については、波野地区だけじゃなくて、市全体で、非常に難しい状態かなというふうに思っているところです。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） ですから、住宅の希望者が多いんですね。

市営住宅がどうかありませんかと、造ってくださいよと、議員さん何しよとねと、だからあんたつまらん議員たいと、市営住宅もできませんかと。

これは、今、一の宮、阿蘇町に造ってるんですけど、やっぱり波野の市営住宅、大道団地がありますけども、あれあと継続的に造る予定やったんでしょ、ずっと。あそこ埋まるくらいに。それが10年間できないんです。できないから、一の宮か、阿蘇町。阿蘇町が今度は値段が高いから、菊陽にでも行って住まないと仕方ないと。そういうようなかたちになるんですから、今、考え方としては、人がおらんじゃないかとか、おるじゃないかとかは、二の次にして、やっぱり、市営住宅を造るから入居者はおりませんかというようなかたちでいけば、結構いるんじゃないかなと。これがさっきも言ったアベノミクスの地方に光を当てることの一環にもなってくるかなと。

これがなかったならば、例え話をしますと、Iターン、Uターンも受け入れもしなければいけません、今から先はですね。農業の活性化等は、非常に、何をやるにしても住む所がなければできない、だから大きいその2,000万円もかけた住宅でなくても、そういう1戸建てでなくてもいい部分もありまして、アパート的な、マンションとはいきませんが、アパートみたいなやつでも造っていただければいいかなと。波野に、2戸だけアパート作っておる人がいますけども、そこもマンションですもんね。

昨日も言ったように、古い校長住宅に入っている人もおりますし、住宅と言え、今、校長住宅も、校長先生が中に入っていたかからないから、空いてはおるんですけども、事務上、住宅は残しておかなければいけないということで、空き家ではございますけども空いている。そういう裏事情は別といたしまして、何とか住宅が欲しいということで、検討していただきたいなと思っております。

いかがですか。

○議長（阿南誠蔵君） 住環境課長。

○住環境課長（阿部 節生君） 確かに、議員のおっしゃるとおり住宅について、私共も希望の声はかなり聞いております。

ただ、先般10月30日に、空き住宅というか、これはもう、新たに造りました池尻の空室

も含めまして、住宅の抽選を行っております。現在、申込者 72 人いらっしゃいまして、その内 40 名が抽選会に参加されまして、18 戸の住宅を抽選いたしまして、最終的に 13 戸入られました。やはり、古い所あたりは希望がないというようなことで、空いております。

本来、確かに公営住宅は、住宅に困っている人に住宅を準備するということですけど、実際、募集をしても入らないところがあるというのは、やはり古いというなかたちで、そういう部分がありますので、今、改修あたりも進めているところです。

今、議員が言われました、当然、他の住宅とか空き家等の問題も含めまして、そういう部分では全てが公営住宅で賄わないといけないかというと、非常に公営住宅もさっき言いました戸数管理上、厳しい部分もございますので、今後、空き家の活用あたりも含めた住宅全般、私共の課ばかりではございませんが、そういう部分も検討しながら、そのあたりは新規住宅、いつまでも作らないというわけにはいかないと思いますので、どこにどういった形で造るかというのも含めまして、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19 番（古澤國義君） そういうことで、とにかく住宅がいるというのは間違いございません。

本当に、地域再生するためには家がなければ何もできない、農業するにしても近くになければできない、熊本から通ってくるわけにはいきませんので。

まあそういうことで、よろしくご検討方お願いしておきます。有難うございます。

さて、今、一番困っております阿蘇の噴火による、火山灰の影響でございます。

色々につきましては、また後でも質問が出てくるので割愛しますが、要は、今から先の、火山灰の降るであろう、降らなければいいんですけども、降るであろうということを予測して、先のことを言ってもつまりませんけども、降るであろうということで、対策を練っていただかなければいけないかなと思っております。

火山灰のその後の対策ということで、何か考えておることが農政課であれば、お願いしたいと。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） それでは、今のご質問にお答えします。

降灰につきましては、今から先、非常に長引けば、多分かなりの影響があるということで私達も心配しております。

前回の災害が、平成元年から平成 2 年ということで、1 年間すごく降りまして、被害額が 15 億円程度、772 万 t 程の降灰量ということで、その時の補助というのは、やはり国の補助がございまして、いろんな露地野菜であれば被覆材、それから土壤の矯正の部分で支援をすると、あといろんな資金等についても色々ありますが、そういったいろんなものが考えられますので、やはり、今後の様子を見ながら、そういった支援策は十分ありますので、様子を見ながやっていきたいというふうに思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19 番（古澤國義君） 支援策というのは、おそらく資金面の提供となってくるんですけど

も、一番条件がいいのは、政策金融公庫とかですね、ある程度の利子が無利子か、安くであるんですけども、もう災害の時から、皆さん農家の方、お金を借りるしこ借りておる、何ほ無利子でも、今更、これ以上は、金は借りられないというような状況になってくるのもひとつでございます。

それで、昭和 47 年頃、市町村の時代に、あの頃もよなは大変降りました、2 年越しくらいですかね。その中で、色々よな対策事業が行われてきました。当時の波野村は、まだボーリングがあんまり盛んでなかったものですから、水を貯めて、よなを洗浄するというような一連の施設のもとに、事業を国のほうで組まれた経緯がございます。

そこで、何を、どのような形で補助事業か国の施策に持っていくのか、激甚災害になるのか、ならないのか、その点をひとつお聞きしたいなど。

○議長（阿南誠蔵君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 本来、降灰の事業というのは、活動火山周辺地域防災営農対策事業というのがあります。

これは、国が 50、県が 25 ということで、その中で、今、言われました洗浄機とか、いろんな補助はあります。これは、あくまでも被害に遭った部分で補助ですけども、やはり波野地域も含めて、火山地帯に、私達は住んで営農しているわけですので、やっぱりそういったリスクがあるということで、是非、今後は、これまで言ってきましたけど、波野の農業については、露地ではなかなか今の異常気象の中で、安定して収入を得られないということで、ダムの件もありますので、せっかく水が来るから、ハウス施設園芸で、やはり安定した収入を得るような経営に変えると、そしてそれが自然と人口の流出も防ぐということを思っていますので、今後、市長のお力も借りながら、要は、この火山活動の事業というのが 75 ありますものですから、やはり国に要望して、やはり、今、爆発をしたということをひとつのチャンスとして、事業で予防という形で、有利なハウスの事業を、阿蘇に持っていくようなかたちでぜひ頑張りたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19 番（古澤國義君） 今、地域で会合をいたしますと、波野は、阿蘇山の恩恵を受けてないと。阿蘇山の恩恵を受けておる所に、損害賠償を訴えたらどうかというような突飛な話も出てきます。これは、阿蘇山の火口はどこが持つのかと、その人達からちょっと補償金でも貰わんといかんとじゃないかとか、色々な意見が、今は、もう景気が悪うございますのであります。

そういうふうな、とにかく農家にとりましては、非常にこれから先が心配なことでございますので、あらゆる施策をお願いをしてやらないかんなど。

そこで、今、副市長が、ご意見があるそうでございますので、副市長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 副市長。

○副市長（宮川清喜君） 活動火山の国の補助事業が始まって、県の中で降灰対策事業に最初から携わってきたのは私でございます。火山は鹿児島から北海道まであるわけですが、火

山の周辺で阿蘇地域ほど耕地が多い所はございません。

活動火山周辺地域防災営農対策事業という法律がございます。その中で、私は、地域に一番合うとじゃなからうかという事業をせんといかん。この事業は石灰を撒くような事業がたくさん組まれていて、この事業はつまらんと言ったのを覚えています。今、野菜の反省会とかがあっていて、古澤議員のおっしゃるように、今年は天候が非常に悪くて、いわゆる単価自体も非常に悪かったですね。非常に困っておられるのは分かりますが、やっぱり地元で、何が必要なかまず考えてくださいと。その当時、振り返りますと、それに代わって造ったのが集荷場でございます。これは、農作物を集める集荷場ではないんですよ。いわゆる洗った野菜を広げる場所として、それを高森から波野まで造ったわけです。

それとハウスでございます。ハウスについても、当初の国の計画にはなかったんですが、これも、地元から要望を挙げていただき、ようやく認めてもらった。言わんとすることは、地域に必要な事業、将来的にも補助事業として残らないといかんと思います。その年だけじゃなくて、後に残るということが、やっぱり安心だろうと思いますので、それができる案があったら、国の方は、それを待っとると思います。言っちゃならんばってん、国にあんまり期待しても、私はなんも出てこんと思う。やっぱり地元からこういうことが一番必要だということになれば、国の予算を取ってこられるのに長けておられる市長でございますので、その辺は、出来るんじゃなからうかと判断しております。

どうぞ、何が必要なかその辺の知恵を、逆にお願ひしたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 古澤君。

○19番（古澤國義君） はい、終わりでございます。

本当に、昭和47年頃のような対策事業を申し込んだ頃に比べますと、農家人口は、もうほとんど2割位に減ってきました。ですから、何を要望しても、なかなか、キャベツ農家にしても35戸くらいになってきたと。あとは、もうハウスに道を変えるしかないと思いますので、農政の方で、市民に通知は、ハウスの方が事業ができるのか、できないのかとか、あとは資金面で、こういうことがありますよとかいうことを知らしめて、安心して農業ができるように、できれば個別所得補償を農地1反について、もらうしか方法はないんですよ。

そういうことまで検討していただかなければ、これはさっき申しましたように、あの火口はどこのものかと、そのくらいの、農家は、今、期待はしてないけども、怒っておる。阿蘇山も怒っておりますけども、農家も怒っておりますので、そういうことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（阿南誠蔵君） 19番議員、古澤國義君の一般質問が終わりました。

お諮り致します。

暫時休憩をしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） それでは10分程度暫時休憩を致します。

午前 11 時 24 分 休憩

午前 11 時 34 分 再開

○議長（阿南誠蔵君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11 番田中弘子君の一般質問を許します。

田中弘子君。

○11 番（田中弘子君） 最後になりました。私の質問は 3 つですけど、経過途中の質問ですのでそんなに時間はかかりません。よろしくお願い致します。

11 番、田中です。通告に従いまして質問を致します。

まず 1 つ目の「退避壕の安全性について」ですが、ただ今、第一火口の噴火が続いておりまして、今朝も南阿蘇の方、或いは大津の方に火山灰が降っておりました。なんとなく心苦しいところでしたけど、こっちに降っておりませんでしたので、良かったかなと思って来ておりました。

まず、長野県の御嶽山爆発によりまして、全国中が火山の爆発について恐怖を煽っておりますが、第一火口の退避壕の安全性はいかがですかね。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） お疲れ様です。

まず私の方から、現在の退避壕の設置状況について説明をさせていただきたいと思います。

火口西側にドーム型、円柱状といいますか、それが 10 基。火口東側の方に、ドーム型が 2 基、ボックス型が 2 基の合計 4 基。また仙酔峡の駐車場にボックス型の退避壕が 1 基。合計 15 基、設置がしてあります。

設置の時期については、昭和 50 年、若しくは昭和 55 年にそれぞれ設置が済んでおります。当初の設計、もう 30 数年前の建築になりますので、詳しい資料は残っておりませんが、元職員の方にちょっとお尋ねをしましたところ、重さ 1 t の岩が 100m 上から落ちてくる衝撃に耐えられるように設計がしてあると聞いております。

まず壁の厚さ、火口側の壁が、鉄筋コンクリート造りで約 50 cm の壁、有事にどこから誰でも駆け込めるように外気と遮断するんじゃなくて、いつでも入られるようにということで、間口のほうは空いております。特徴的なのが、屋根といいますか天井ですね、天井が同じく鉄筋コンクリート造りで、まず 30 cm の厚さになっております。その上に衝撃を和らげるために、砂をずっと敷き詰めて、その上にまた厚さ 20 cm の鉄筋コンクリートで覆っていると聞いております。

当然、設置から古いもので 40 年近く経過しております。場所についても、ガスが非常に強い所、風雨の強い所でもありますので、相当傷んでいるかと思っております。

今後、今こういった状態でありますので、山が開き次第、まず現状の確認をする必要があるかと思っております。

それと、安全性はどうかというようなご質問でありました。実際、過去の記録として、昭和 54 年の噴火では、重さ 40 t の溶岩が 280m まで来ている。昭和 33 年では、12 t の岩が 200

mまで来ている。果して、退避壕をどの強さに設定するのか、それも費用的なものもありますし、地域が山上ということで、国立公園法あたりにもかかってきておりますので、どういった手だてができるのかというのを、まず設定する必要があるかなというふうに考えております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11番（田中弘子君） テレビ報道の中で、火口の検査が行われておりましたけど、やはりちょっと見直しが必要であるということが報じられておりました。

一応、噴火が収まれば、中に入られて色々点検があると思いますが、第一火口の場合は、ほとんど計測が毎日のようにされておりますし、御嶽山みたいな、ああいう突然的な爆発はないと思いますが、死亡が4名か5名くらい爆発の時にあっておりますけど、危険回避はとれると思いますが、本当にさっき言われましたように、阿蘇山が観光のメインになっておりますけど、迷惑なところもありますけども、やはり安心・安全を全国にPRするにあたりまして、阿蘇市の方でどんな対応がされているか。

○議長（阿南誠蔵君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 退避壕によって命を免れた、そういった防災対策じゃなくて、本来の火山防災というのは、今ありますようにレベル規制をやることによって、まず危険な場所に立ち入らない、的確な情報を的確に掴んで、火口に近寄らない。そういった制限を設けることが、やっぱり一番大事なことだと思っております。

気象庁の出先であります、阿蘇山火山防災連絡事務所も庁舎内にあります。また福岡の方の気象台の方も、24時間監視を進めております。そういった情報を確実に掴んで、まず危険な所には近よらない。そういった火山防災体制を組んでまいりたいと考えます。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11番（田中弘子君） 折角、爆発の後に祈願祭も行ないましたし、防災の訓練もあつておりました。

なかなか、自然の災害は思うように事がいかないと思っておりますけども、祈祷が通じて、早く年内に治まって欲しいなと思っておりますが、これも致し方ないと思っておりますが、火山の収まりを祈りながら、一応思っているところです。

これは、一応終わります。

次に、「小・中学校の部活の社会体育への移行について」ですが、これも、まず現段階ではいろんな様相、経過があると思っておりますが、途中ではありますが、ちょっと経過をお願いしたいと思っております。

○議長（阿南誠蔵君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） はい、ただ今の質問に対しまして、お答え申し上げたいというふうに思います。

県内小学校の部活動の現状といたしまして、児童数の減少に伴いまして、特に小規模校におきましては、指導者が不足しているとか、チームの編成ができないといった、多様なニーズに答えられない状況というところでございまして、このことから、熊本県の教育委員会と



いたしましては、今年の7月から8月の末にかけて、熊本市を除きます44の市町村におきまして、教育委員会、それから学校の校長先生方を対象として、小・中学校の運動部活動の社会体育移行に関しますアンケート調査というのを実施をいたしたところでございまして、80%から85%が、社会体育への移行ということに賛成という意見が出ております。

主な賛成の理由といたしまして、教職員の負担軽減、或いは放課後の教材研究などの有効活用ができ、教育力の向上に繋がると思われます。また選択できる種目が増えまして、多種目のスポーツが体験できる、或いは児童数の減少で、活動できない部活動の解決に繋がるといった意見がっておりますが、一方では、これは少ない意見でございすけれども、社会体育になりますと部活動時間が長くなってまいりまして、遅い時間からの開始になる不安があると、また指導者によっては、さらに過酷な指導が行われるといった心配もなされております。

このようなことから、一方では、今、言ったような意見がございすけれども、社会体育になりますと、活動時間が長くなるといった心配がございす。また指導者によっては、今言いましたように、過熱した指導が行われるといったことがございすので、保護者の負担もまた大きくなるというふうなこともございまして、これまで学校が、児童生徒の部活動を支えてきたということは、皆様方ご承知のとおりというふうに思っておりますけれども、部活動そのものを否定されているという方は、いらっしゃらないのではないかと考えているところでございす。

県の教育委員会といたしましては、各関係機関からの意見をふまえて、社会体育への移行が可能な地域、或いは学校、それから種目において、具体的に検討していくこととしておりまして、課題の解決に向けまして、本年度内に県の最終方針が決定されるということになってるところでございす。

本市の教育委員会といたしましては、将来的には社会体育への移行というのが必要になってくるというふうに思っておりますけれども、現段階では、部活の果たす役割というものは、大変、大きくございまして、廃止とか、また存続と極端に考えることではなくて、緩やかに部活の主体を、学校から、学校含めました地域社会に移していくことが最善ではないかというふうに考えてるところでございす。

そのためには、阿蘇市には、総合型スポーツクラブの火の山スポーツクラブというものもございすので、今後、忙しい先生方に代わりまして、外部からの指導者の招聘とか、或いは学校、地域社会、各種スポーツ団体とも連携を諮りながら検討していく組織の立ち上げというものを、今後、進めていきたいというふうに考えておるところでございす。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11番（田中弘子君） 今、本当に子どもの少子化で統合ありきですけれども、まず社会体育のスポーツの受け入れがですね、阿蘇町とか一の宮くらいはあると思いますけど、今から学校は統合していきますので、あまり心配はいらぬかなと思いますけど、そういうふうになった場合の責任の問題ですけど、どういうふうにお考えですか。

○議長（阿南誠蔵君） 教育部長。

○**教育部長（園田羊一君）** これは、9月5日の熊日新聞の掲載記事でございますが、県内の小・中学校の部活動の社会体育への移行の情報というのが、9月5日の新聞に出ておりますが、その中で、県の教育委員会がモデルとして考えておられるのが、八代市にございます日奈久小学校でございます。この日奈久小学校におきましては、昨年の4月から、5つの部活動のうち、野球、それからサッカーといった2つの種目につきましては、地元の総合型スポーツクラブに移行をいたしているところでございます。

移行後は、児童が野球、それとかサッカーの専門家からの継続的に指導を受けることができ、教職員の移動に関係なく指導体制が構築できるということが大きいということを学校、或いは保護者から好評を得てるというところでございまして、また、これは関連でございませぬけれども、この中に、南関町では、昨年8月にPTAとか学校関係者で作る協議会を作っております。体罰とか指導の過熱化を防ぐために、町単独で指導者の認定制度というものも作っております。

そういうことも含めまして、今後、平成27年度以降、県内では、部活動の社会体育への移行というのが論議されていくかというふうに思っておりますが、阿蘇市におきましても、来年度から、例えば関係します団体等で、意見調整でありますとか協議会というのを作りながら、責任の所在も含めたところで、そういう組織の立ち上げというものを行っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきますように、よろしくお願いを致します。

○**議長（阿南誠蔵君）** 田中君。

○**11番（田中弘子君）** これは、私事ですけども、旧阿蘇北中学校の時に、自分の3番目の息子の時にサッカーを作ったんですけども、まず、これは学校じゃなくて、あの時は、井芹校長でしたけども、保護者の一生懸命な熱意で作っていただきまして、私もグラウンドがありませんでしたので、今、阿蘇生コンの所の湖東幼稚園のグラウンドを借りまして、私も大型免許をとりまして、マイクロで毎日子供をあそこまで搬送して行きました。

やっぱり社会体育というのがありますが、あの時も学校の先生に、サッカーの先生が、いらっしやいませんでしたので、個人の方でちょっと指導していただきましたけども、やはり、今、部長が言われますように、時間的に遅くなりますね。やっぱり始まりが学校と違いまして、一般の人から指導を受けてましたので、帰りは保護者に迎えに来てもらうんですけど、やっぱり8時から9時になりましたね。

でも、一生懸命でしたから、責任転嫁も学校には持っていきませんでしたので、自分達で一生懸命守りながら、24名の子供を守って、3年間、井芹校長から3年目に部活として評価をいただいて、初めて学校の顧問の先生が入ってきました。

そういう経験はしてきたんですけども、それは、1つのサッカーの部活でしたけども、今後は、全ての部活が移行して行きますので、やっぱりその責任の転嫁がちょっと難しくなると思いますけど、これから組織を作っていくと、子供のための、今は、本当に17歳高校生とかが頑張っただけで金メダルとか、本当に続々取られて、すごいなと、今、思っておりますので、子供の健康、それから育成のために、やっぱりスポーツは本当に大事な事かなと思いますので、これを頑張っただけでやっていただきたいと思います。

本当に楽しく、本当に強くというのが、1つの基本かなと思いますので、今、世の中が経済も冷えておりますので、子供達が心の歪みのないような教育の在り方、スポーツの在り方を親としては望みますけど、一生懸命頑張っていたきたいと思います。

一応これでこの質問は終わりたいと思います。有難うございました。

3番目に、「電子黒板を活用した授業に対する子供達の反応」ということですが、これは、経過途中で、結果は難しいなと思いますが、一部しか聞き取りしておりませんが、先生によっては本当に増やして欲しいと言われましたし、子供達も結構楽しんでいるという聞き取りをしましたが、今、現行ではいかがでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 電子黒板の活用についてのご質問にお答え致します。

今年の8月末から9月にかけて、全12小・中学校のクラスの半分に、電子黒板を80台配置をしたところでございます。阿蘇市広報の12月号に、電子黒板を紹介させていただきまして、その中にも先生方や子供の声が少し載っておりましたが、非常に好評でございまして、配置されたクラスでは、この電子黒板を使った授業が、非常に活用されております。

学校訪問や、或いは校長会等で学校長に聞きますと、非常に子供達の興味関心が湧いて、先生方も非常に使うのを楽しみにしながらやっているということでございます。

この子供達の声聞いてみますと、次のような声が聞かれました。

まず、学習の内容がとても解りやすい。それから、算数ですけども「平面のグラフや図形が立体的に動くので、解りやすく授業が大変面白い」、それから教科書の文字が大きく映ります。そしてサイドラインを引いたりできますので、「非常に授業が解りやすい」、また理科の実験でございすけれども、「理科の実験の状況をこの投影機で映すことができ、それも大きくアップできますので、非常に解りやすい」、或いは「自分の友達のかえや作品が、大きく映し出されるので大変嬉しい」というような、非常に子供達からも授業を楽しんでいる声が聞かれておまして、この配置されていないクラスの先生から、ぜひ配置して欲しいというような声が聞かれて、有難く思っているところでございますので、来年度あたり、配置されていないクラスには、何とか配置できればというふうに考えております。

この新しいICT機器を使って、子供達の興味関心がわいて、先生方も非常にこれを使って指導力が向上すれば、学力の向上にも繋がるんじゃないかなというふうに期待しているところでございます。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11番（田中弘子君） 普通の学級はそうですね。

いろんな良いことの方が多いんですけども、支援学級の方も電子黒板を入れるということでしたけど、そちらの方はどうでしょうか。

○議長（阿南誠蔵君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 学校の方で、もう支援学級に配置してる学校もございす。

ああいう困り感を持つ子供の方が、具体的に絵を見せたり図形を見せたりすることで、非常に言葉だけでは分からない部分が伝わって、子供達にも好評で、ぜひ支援学級にもという

声もありますので、支援学級も含めたところで配置をしていきたいというふうに考えておりまして、支援学級の子供達も非常に意欲が湧くという声は聞いております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11 番（田中弘子君） この電子黒板が、子供達は、生まれた時からもう携帯とか、本当にいろんな端末に触れて、5 歳の子供が携帯でゲームをするようになっておりますけど、やっぱり研修の中では、時間制ですよね、子供達が、一生懸命端末ばかりに触れながら、時間オーバーしながら、「ゲームの方の時間が減って、端末で勉強する時間が増えました」という研修のときでしたけども、阿蘇市の方もゲームのほうに、今、子供達ははしっているのを、端末を使いながら、電子黒板と、それから本当はタブレットがあるとまだもっといいのかなと思いますけど、一生懸命子供達の教育面と遊びの面とをちゃんと区切りをつけながら、教育として前進していただきたいと思いますがいかがですか。

○議長（阿南誠蔵君） 教育長。

○教育長（阿南誠一郎君） 子供達の、タブレットの話でございますけれども、あくまでも、この電子黒板は授業の 1 つのツールでございますまして、授業の中でやはり一番大切な物は、読んだり書いたり、そして先生がきちんと大事なことを黒板に板書して、そして子供達はノートに取ってまとめるということが、やはり基本でございますので、電子黒板だけで授業をするということはありません。

子供達の、やっぱりそういう使用する際の使い方については、学校の方もしっかり効果があがる使い方というか、そしてどの場面で使った方がいいかということ、授業の中ではこれから、今は、どういうツールがあるかというのを理解することに時間がかかっておりますけども、使いえるようになりましたら、そういう使い方をしっかりしていきたいし、スマートフォンとかゲームとか、そういう機械の使い方については、やはり学校だけではなかなか指導できませんので、保護者と相談しながら、より効果の上がるそういうタブレットの使い方とか、そういうものも一緒に勉強していければというふうには、考えております。

○議長（阿南誠蔵君） 田中君。

○11 番（田中弘子君） 3 点の質問は、本当に経過途中でありますので、結果としては、また何年か後になっておればいいなと思いますので、一応私の質問はこれで終わらせていただきます。

有難うございました。

最後に、4 年間の終了と来期また市長はじめ執行部の皆さんと、阿蘇市発展のために尽力が出来ればと思っております。これで、今期最後の締めとして終わります。

来期、またお会いする日を楽しみにしております。

本当に有難うございました。

○議長（阿南誠蔵君） 11 番議員、田中弘子君の一般質問が終わりました。

以上を持ちまして、今期定例会に通告提出されました一般質問は、全部終了を致しました。

## 日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（阿南誠蔵君） 日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題と致します。

各常任長、議会運営委員長から、会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配布致しました申し出書のとおり、閉会中の継続審査調査の申し出があります。

お諮りを致します。

各常任長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

従って、各常任長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定を致しました。

お諮り致します。

今期、定例会に付託されました事件は、全て議了致しました。

よって、会議規則第 7 条の規定によりまして、本日をもって閉会をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿南誠蔵君） 御異議なしと認めます。

よって平成 26 年第 8 回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

平成 26 年第 8 回阿蘇市議会定例会を閉じるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る 12 月 5 日以来、14 日間、議員各位におかれましては、時節柄、何かとご多忙中にも関わらず、ご熱心に審議を賜り、本日をもって平成 26 年度補正予算案をはじめ、全議案の議決決定に至りました。議長といたしまして厚く御礼申し上げます。

また、会議を通じて議事進行に各位のご尽力をみましたことを重ねて御礼を申し上げます。

執行部各位におかれましては、平成 26 年度補正予算をはじめ、成立をみた各議案につきましても、その執行にあたっては適切に運用され、市政の発展のため一層の努力をお願い申し上げます。

さて、議場において皆様と顔を会わせることも、本日をもって最後となるものと思いますが、振り返ってみますと、平成 24 年 7 月 12 日発生いたしました九州北部豪雨災害におきまして、執行部をはじめ議員各位におかれましても、復旧・復興に大変な思いとご心配をされたことと存じます。そして過去 4 年間、阿蘇市議会の運営が円滑に今日まで参りましたことを、皆様と共に喜びたいと存じます。

来るべき 2 月 10 日をもって任期が満了するのでありますが、市議選に再出馬されない議員各位におかれましては、今後、益々健康に留意されまして、阿蘇市発展のためにご指導、ご協力あらんことを切にお願いを申し上げます。

さらに今回、市議選に際して再出馬を予定されている各位におかれましては、来る 1 月 25 日の選挙において、全員が当選の榮譽を得られ、再びこの議場に顔を会わせられるよう各段のご努力とご奮闘をお祈り申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、私の御礼の挨拶と致します。

以上をもちまして、平成 26 年第 8 回阿蘇市議会定例会を閉会を致します。

本日は、本当にお疲れ様でございました。

午後 0 時 04 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

平成 26 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員